**2016年6月から住民税の特別徴収制度がスタートします！**

**住民税とは？**

住民税とは、**【地方税】**のことを言います。※所得税は、【国税】のことを言います。

いままで従業員さんへ給料を支払う際に天引きしていて、年に二回支払ってきたものは**所得税**といい、国へ支払う税金でした。

**住民税の特別徴収制度とは？**

そして、平成28年【6】月分の給料支払い以降からは、所得税の天引きだけではなく、給料に対する**住民税**も特別徴収として従業員さんに代わり会社が天引きをして従業員さんに代わり納税をしていくこととなりました。

今後の給与明細のイメージです。

≪今までは≫
（加算項目）
基本給　 　　200,000円
残業代　　　　50,000円
交通費　　　　10,000円
合計　　　 　260,000円
（控除項目）
所得税　　　　20,000円
差引支給額 　240,000円

≪28年6月からは≫
（加算項目）
基本給　　 　200,000円
残業代　　　　50,000円
交通費　　　　10,000円
合計　　　 　260,000円
（控除項目）
所得税　　　　20,000円
━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━
**住民税　　　15,000円（←この項目が追加されます。）**
━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━
差引支給額　　225,000円